

徳島県規則第六十六号

徳島県卸売市場条例施行規則を廃止する規則を次のように定める。

令和二年六月十九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県卸売市場条例施行規則を廃止する規則

徳島県卸売市場条例施行規則（昭和四十七年徳島県規則第二十四号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和二年六月二十一日から施行する。